○北海道開発局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　岩見沢都市計画道路事業三・四・十号駅前通及び三・四・七号一条通

三　事業施行期間　自平成二十二年一月十二日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　木古内都市計画道路事業三・四・二号中央通及び三・四・五号駅前通

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月二十五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　木古内都市計画道路事業三・四・五号駅前通

三　事業施行期間　自平成二十二年六月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町南七条一丁目七一番一から同町郊南一丁目二四番一三まで	前	B　七・五〇～四九・五九メートル	〇〇・四五一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　二六・〇一～五六・四七メートル	〇〇・三二九キロメートル	
	後	B　七・五〇～四九・五九メートル	〇〇・四五一キロメートル	
		A　三〇・五四～五六・四七メートル	〇〇・三二九キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道足寄郡足寄町西町一丁目一番一八から同町郊南一丁目二四番一三まで	前	A　二六・〇一～四七・五八メートル	〇〇・三七三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二六・〇〇一～五三・九一メートル	〇〇・四四七キロメートル	
	後	A　二七・二七～四七・五八メートル	〇〇・三七三キロメートル	
		B　三〇・五四～五三・九一メートル	〇〇・四四七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十六日

北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十一号	石狩市厚田区嶺泊一七七番六から同市厚田区嶺泊二三〇番一二まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部
二百四十二号及び二百七十四号	北海道足寄郡足寄町郊南一丁目二九番三一から同町郊南一丁目二四番一三まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十七年三月二十六日

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月二十六日　国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「貸出承認書」を「展示会出品資料貸出承認書」に改める。

第八条第一項及び第九条第三項中「借用書」を「展示会出品資料借用書」に改める。